

障 第 3 - 2 1 号

平成 6 年 3 月 2 4 日

改正 障 第 1 8 0 号

平成 3 1 年 4 月 5 日

最終改正 障 第 6 0 0 0 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

各保健福祉事務所長

殿

各 市 町 村 長

山梨県福祉保健部長

福祉のまちづくりの推進について（通達）

（特定施設の整備に係る解釈と運用）

山梨県障害者幸住条例（平成 2 7 年山梨県条例第 5 0 号）の第 3 章「福祉のまちづくり」の事務処理については、令和 7 年 4 月 1 日以降、次のとおりと致しますので御配意願います。

1 この通達でいう条例等の名称は次のとおりである。

ア「条例」とは、山梨県障害者幸住条例である。

イ「規則」とは、山梨県障害者幸住条例施行規則である。

ウ「整備基準」とは、特定施設整備基準である。

2 用語の説明

ア 新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替え

① 新築

新しく建築物を建てることをいう。

② 新設

道路、公園等を新たに設置することをいう。

③ 増築

既にある建築物の床面積を増加させる建築行為のうち、改築に該当しないものをいう。

④ 改築

建築物を立て直すこと、建築物の一部もしくは全部を除去し、又は災害で消滅した後に、前と構造、規模、用途が著しく異ならないものを建てることをいう。

⑤ 移転

建築物を同一敷地内で移動することをいう。

⑥ 大規模の修繕

建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕をいう。

⑦ 大規模の模様替え

建築物の主要構造物の1種以上について行う過半の模様替えをいう。

イ 特定施設の種類

規則別表第1の(い)欄に掲げる施設の区分をいう。

ウ 特定施設の建築等の種類

新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えをいう。

エ 規則第2条の「用途に供する部分の床面積の合計」

規則別表第1の(い)欄に該当する施設であって、その施設の目的のために供される部分の延べ面積の合計をいう。例えば、店舗の食品加工場や飲食店の調理場等のバックヤードは含み、店舗併用住宅等の住宅部分は除く。

オ 規則第4条第2項第5号のその他知事が認める図書

特定施設整備調書(規則第2号様式)、付近の見取り図、配置図、平面図以外に知事が必要と認める図書とは、施設の種類や構造により前記の図書では届出の審査が困難である場合の立面図、断面図等の図面及び装置並びに設備の仕様書のことをいう

カ 遊技場

ぱちんこホール、ゲームセンター、ビリヤード場等をいう。

キ 物品販売業を営む店舗

原則として特定の者しか出入りしない卸売店舗は除き小売店舗のみを対象とする

ク 事務所（規則別表第 1 の（い）欄の 3 項のハの規定による「イ及びロに掲げる事務所以外の事務所」）

各種の事務所の用に供する施設であって、規則別表第 1 の（い）欄に掲げる用途に供する事務所以外の事務所をいう。

3 規則別表第 1 の適用

ア 特定施設は、原則として 1 つの建築物ごとに適用すること。

イ 特定施設の用途に供する床面積の合計とは、一般の利用者の用に供しない部分や既存部分の延べ面積も加えた延べ面積をいう。

（説明及び運用）

① 1 つの建築物内に複数の区画がある場合

特定施設は 1 つの建築物であることを原則とするが、次の場合は、主たる用途の整備基準を建物全体に適用する。

（１） 建築物の主な用途に付帯して異種の用途に供する部分を設ける場合

（２） 賃貸を前提に建築物の内部が区画される場合

ただし、建築物が複数用途に区分使用される場合については、各専用部分をそれぞれ特定施設とみなす。

② 同一敷地内に複数の建築物がある場合

（１） それぞれの建築物の用途が不可分の場合

敷地内の主たる用途を決定する建築物により、特定施設の種類を決定し、係る整備基準をそれぞれの建築物に適用する。ただし、延べ面積の算定及び整備基準レベルの設定はそれぞれの建築物ごとに行うものとし、届出書の提出も建築物ごとに行うものとする。

（２） それぞれの建築物の用途が明確に区分できる場合は、それぞれの用途別に面積基準（規則別表第 1 の（ろ）欄、（は）欄、（に）欄に掲げる特定施設の規模のことをいう。以下同じ。）や整備基準を適用する。

③ 面積基準の適用

面積基準の適用にあたっては、その用途に供する部分のすべてが、算定の対象となる。一般の利用者の用に供しない、いわゆるバックヤードの部分もその用途に供する部分として算定の対象となる。

ただし、建築物の一部が特定施設となる場合については、各施設の共用部分は算定の対象にならない。

増築の場合は、既存部分に増築部分を加えたものに面積基準を適用する。

改築や大規模の修繕等の場合は、既存部分すべてに面積基準を適用する。

4 規則別表第2の適用

- ア 整備基準の適用を受けるのは、当該届出に係る建築等を行う部分のみであり、一般の利用者の用に供する部分に限る。
- イ 整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ快適に施設が利用できる場合、建築物の構造、敷地の状況等により整備基準に適合させるのが困難である場合は、整備基準は緩和されることがある。

(説明及び運用)

① 整備基準の適用の範囲

整備が求められるのは、当該届出に係る建築等を行う部分のみである。既存部分については、この限りではない。

また、一般の利用者の立ち入らない部分については、整備をする必要はないが、その部分が車いす使用者等の唯一の移動経路である場合はこの限りではない。

② 建築物の一部が特定施設となる場合

(1) 避難階以外の階が特定施設となる場合

避難階（一般的には地上と同一階又は、傾斜地の場合で地上への出入口を有する階のことをいう。）までの経路は整備の対象とならない。基本的には当該特定施設の存する階における施設の出入口より内部が整備基準の対象となる。

(2) 共用部分の取扱い

共用部分が整備の対象となるのは、複合施設であるもの又は共同住宅のみである。建築物内の共用部分を通過して特定施設に進入する場合であっても、その共用部分は整備の対象とはならない。

③ 増築等をする際の特定施設整備基準の適用

増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替えをする場合の整備基準の適用は、これらの行為を行う部分についてのみ適用になる。

(注意) 延べ面積の算出方法に対する整備基準適用の範囲

特定施設の規模を算定する場合は、その用途に供する部分の延べ面積の合計によるが、実際に整備基準に適合させることが求められる部分は、当該建築等を行う部分のみであること。

(例) 次の例示により運用すること。

飲食店の場合

例1

既存部分 200 m ²	今回増築部分 120 m ²
----------------------------	------------------------------

$$200 \text{ m}^2 + 120 \text{ m}^2 \geq 300 \text{ m}^2$$

よって特定施設となる。

今回の増築部分に一般の利用者の用に供する部分がある場合はその部分を整備基準に適合させる。

例 2



$$500 \text{ m}^2 \geq 300 \text{ m}^2$$

よって特定施設となる。

今回の増築部分に一般の利用者の用に供する部分がある場合はその部分を整備基準に適合させる。

④ 既存の建築物や届出を必要としない建築物に対する整備の推進

既存の建築物、届出を必要としない建築物にあっても、不特定かつ多数の者の用に供する施設にあっては、積極的に整備を行うことが望ましいものであること。

また、整備基準は、その公共性や規模から最小限の基準を示しているが、当該施設の利用状況等を勘案し、より利用しやすい施設となるよう必要な整備に努めるものであること。

⑤ 特定施設整備基準の特例の適用について（規則別表第2の備考2）

特定施設の建築等を行う者は、原則として施設の種類及び規模に応じて、整備基準に適合するよう努めるものであるが、知事が認める場合として、下記に掲げる事由においては、その施設又は整備箇所を整備基準によらないことができる。

ただし、この規定の適用はあくまでも例外であり、適用を受けるにあたっては、その理由、内容を明確にする必要がある。

ここに掲げた事由以外の事由による整備基準の特例の適用については、「5 事務の取り扱い」の規定により届出を行う前に知事の承認を得るものとする。

- (1) 地形及び敷地の条件により、段差の解消及び基準勾配、基準幅員の確保が困難である場合
- (2) 特定施設が建築物の一部であるなど、建築物の構造上必要な整備が困難である場合
- (3) 安全な移動を確保したうえで、同一敷地、同一建築物内にその整備項目に替わる施設、設備が完備されている場合
- (4) 整備基準に適合させることによって、景観又は本来の機能を著しく損なう場合
- (5) 災害等による緊急の改修等の場合
- (6) 整備基準に適合させるのと同等以上に安全が確保されている場合
- (7) 研究機関、管理事務所等であって不特定多数の用に供しない場合

5 事務の取り扱いについて

ア 事務の取り扱いに係る市町村長への委任について

具体的な事務処理においては、市町村長に対する事務委任規則の一部改正により、条例の第3章の知事の権限の一部を市町村長に委任しているため、実際の届出事務については、以下を参考にして行う。

市町村長に対する事務委任規則の改正の内容

(条文) 条例の規定	市町村長に対する事務委任規則による読み替え	
	市町村（甲府市、富士吉田市、南アルプス市、甲州市及び韮崎市（以下「甲府市等」という。）を除く）長	甲府市長、富士吉田市長、南アルプス市長、甲州市長及び韮崎市長（以下「甲府市長等」という。）
第 2 2 条：特定施設の建築等の届出 （第 1 項及び第 2 項） ○知事に届出	○市町村長に届出	
第 2 3 条：指導等 知事は、～指導又は助言を行うことができる。	○市町村長は、～指導又は助言を行うことができる	
第 2 4 条：工事の完了検査 （第 1 項）○知事に届出 （第 2 項）○知事は検査 （第 3 項）○知事は交付	（第 1 項）○市町村長に届出 （第 2 項）○市町村長は検査 （第 3 項）○市町村長は交付	
第 2 5 条：立入調査 ○知事は、～調査させ～質問させることができる。	○市町村長は、～調査させ～質問させることができる。	
第 2 6 条：勧告 （第 1 項及び第 2 項） ○知事は勧告	—	○市長は勧告
第 2 7 条：公表 ○知事は、公表 ○知事は、弁明の機会を与えなければならない。	—	○市長は、公表 ○市長は、弁明の機会を与えなければならない。

イ 事務処理の方法（フロー参照）

① 事前相談

これから建築物を建てる場合、当該建築物は特定施設となるのか、どのような整備を行うのか、届出の提出はどのように行なうかなどの相談を行う。具体的な設計を行うまえに整備基準の内容を把握するという非常に重要な役割を果たす。

原則として、県福祉事務所又は市町村の窓口で相談を受ける。

② 特定建築物等の届出（条例第 2 2 条第 1 項）

規則第 1 号様式により、工事に着手する 3 0 日前までに、当該特定施設の所在地を所管する市町村長に提出する。

届出書は添付書類も含めて 2 部作成し、1 部は控えとして届出者が保存する。

③ 届出済書の交付

届出書が受理されると、特定建築物等届出済書（様式A）が市町村長より交付されるので、建築確認申請書に添付する。

この様式Aは、3枚複写とし、それぞれ市町村長保存用、建築確認添付用、届出者保存用とする。なお、建築審査部署等において、建築確認申請書に特定施設に係る届出済書が添付されていない場合、届出の案内を行うよう努める。

④ 規則別表第2の備考2（以下「特例」という。）の適用について

特例の適用について、知事の承認を必要とする場合は、届出を行う前に特定施設整備基準特例規定適用申請書（様式B）を、当該特定施設の所在地を所管する県福祉事務所に提出して、知事の承認を得るものとする。知事の承認は、特定施設整備基準特例規定適用承認書（様式C）をもって行う。当該届出者は、この承諾書を条例第22条第1項の届出の際に添付しなければならない。

⑤ 特定施設の建築等の工事完了の届出（条例第24条第1項）

規則第4号様式により、工事完了後7日以内に、当該特定施設の所在地を所管する市町村長に提出すること。

⑥ 工事の完了検査（条例第24条第2項）

工事の完了届が提出されると市町村長は、職員を特定施設に立ち入らせ検査を行う。

⑦ 適合証の交付（条例第24条第3項）

検査の結果、整備基準に適合していると認められる場合は、市町村長は、別に定める適合証を交付する。

適合証の交付は、特例の適用を受けている場合は交付の対象とならない。

適合証は、当該特定施設の出入口等に提示するのが望ましいが、業務等に支障をきたす場合はこの限りではない。

⑧ 変更の届出（条例第22条第2項）

届出の内容に変更が生じた場合は、規則第3号様式により速やかに当該特定施設の所在地を所管する市町村長に提出する。

⑨ 勧告（条例第26条第1項及び第2項）

届出を行わずに工事に着手した場合は、当該届出を行うよう勧告する。

また、届出の内容と異なる工事をした場合についても、改善等について勧告を行う。

甲府市等の場合は、市長が勧告を行う。その他の市町村については、市町村長からの報告に基づいて知事が行う。

⑩ 公表（条例第27条）

勧告を行った場合で、正当な理由がなくその勧告に従わない場合は、公表をする場合がある。公表するにあたっては、知事又は甲府市長等はその勧告を受けた者に対して規則第8条に定める弁明の機会を与える。

⑪ 立入調査（条例第25条）

知事及び市町村長は、この条例の施行に必要な範囲において、職員に特定施設に立ち入り、調査させ、関係者に質問させることができることとしている。

特定施設に立ち入る職員は、知事又は市町村長が発行する身分証明書を携帯して行う。（規則第5号様式）

⑫ 市町村の書類の整備

市町村にあつては、届出事務を効率よく進めるため、以下の書類を整備するものとする。

（1）特定施設建築等届出台帳（様式D）

（2）特定施設建築等届出状況調書（様式E）

⑬ 届出の状況報告

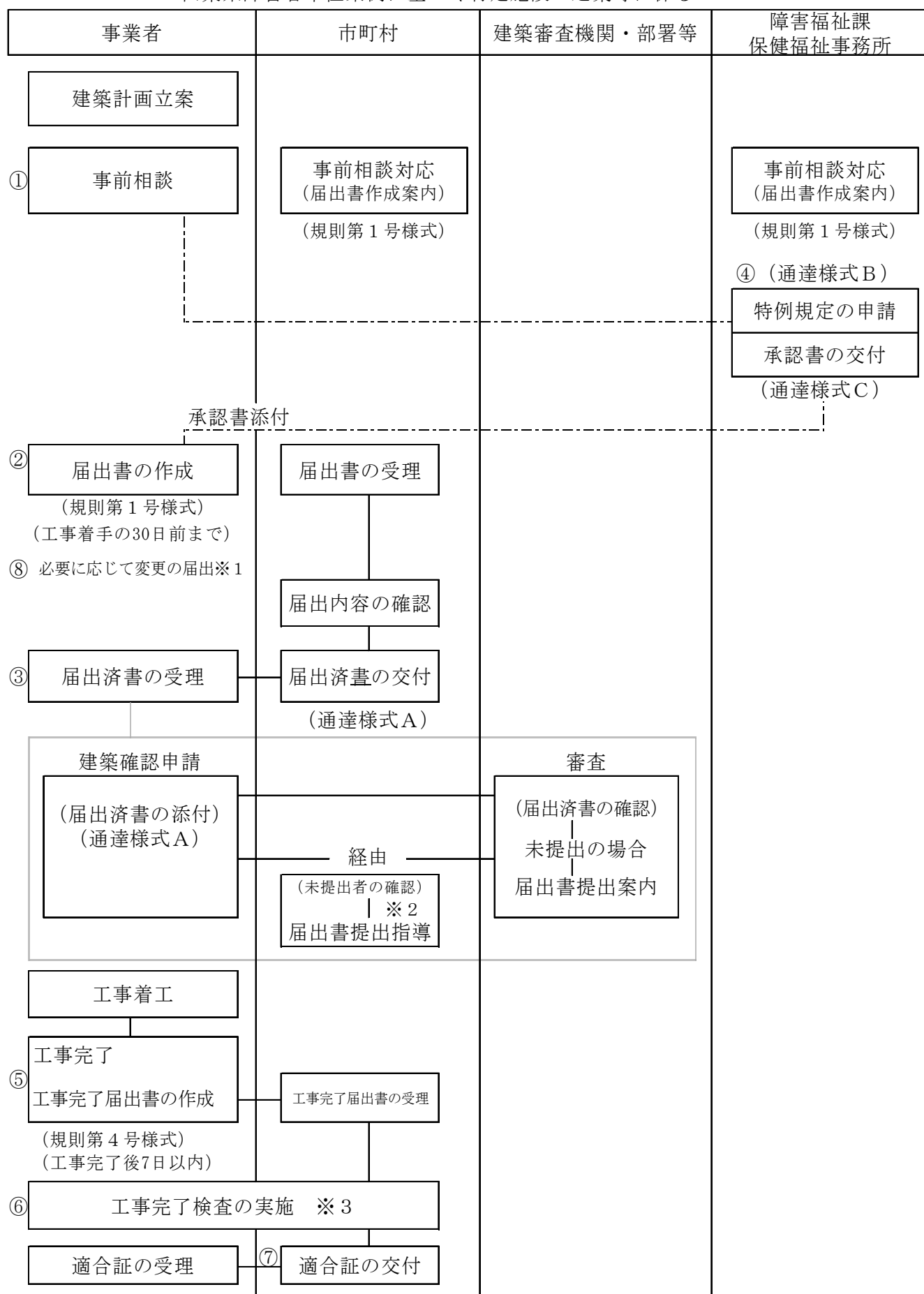
市町村にあつては、当該市町村管内における届出の状況を様式Eにより、県福祉事務所へ報告するものとする。

報告は、原則として年1回とし、当該年度の状況を翌年度の4月30日（その日が休日等の場合はその前日）までに報告するものとする。

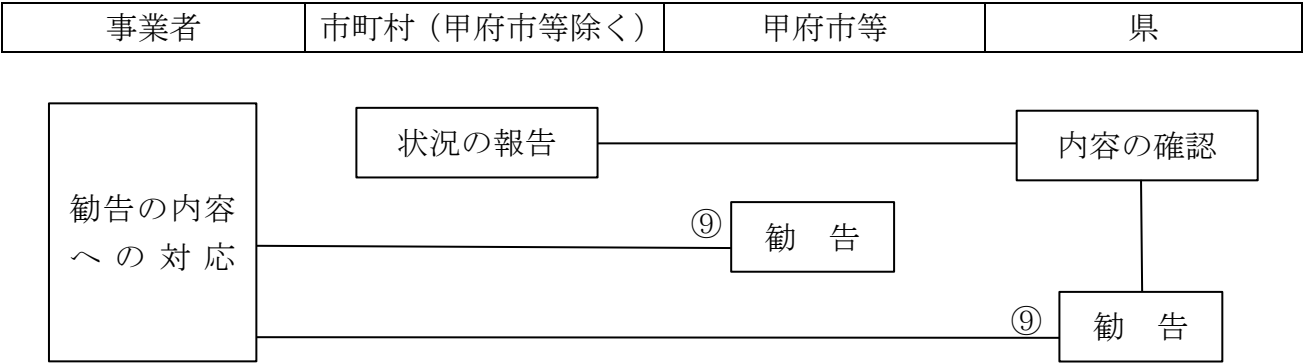
⑭ 条例第29条第2項の報告について

国、地方公共団体その他規則第9条に定める法人は、特定施設の建築等を行った場合には、工事の完了から7日以内に特定施設建築等報告書（様式F）を知事に提出する。ただし、道路や公園等についてはこの限りではない。

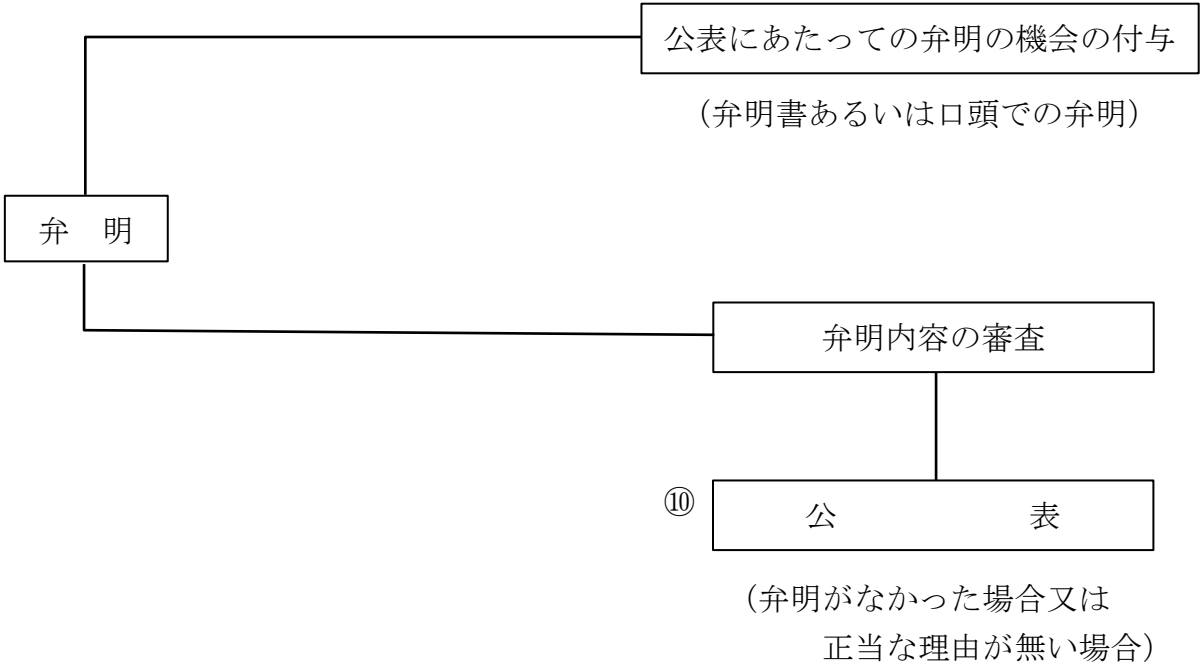
山梨県障害者幸住条例に基づく特定施設の建築等に係るフロー



- ・届出の内容に変更が生じた場合は、変更届出書（規則第3様式）を提出（※1）
- ・届出書の未提出の場合（※2）、届出と異なる工事を行った場合（※3）、指導・勧告等



勧告の結果、届出書の提出、工事内容の改善が見られない場合



様式A

第 年 月 日 号

住所
氏名 殿

法人にあつては、事務所の所在地
名 称 、 及 び 代 表 者 の 氏 名

市 町 村 長 印

特定施設建築等届出済書

次の特定施設について、山梨県障害者幸住条例第 22 条第 1 項の規定による届出は完了しました。

特定施設の場所			
特定施設の名称			
受 理 番 号		受理年月日	年 月 日
備 考			

注 1 本届出に係る特定施設の工事が完了した場合は、山梨県障害者幸住条例第 24 条第 1 項の規定による工事完了の届出を行うこと。

注 2 備考欄に指導事項がある場合は、改善すること。

(3 枚複写)

様式B

年 月 日

保健福祉事務所長 殿

住所
氏名 印
法人にあっては、事務所の所在地
名称、及び代表者の氏名

特定施整備基準特例規定適用申請書

山梨県障害者幸住条例施行規則別表第2の備考2の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

特定施設の場所	
特定施設の名称	
適用申請箇所	
適用申請の理由	

注 添付書類として、適用を希望する理由のわかる資料を添付すること。

様式C

第 年 月 号 日

住所
氏名 殿

法人にあつては、事務所の所在地
名 称 、 及 び 代 表 者 の 氏 名

市 町 村 長 印

特定施設整備基準特例規定適用承認書

年 月 日付けで申請のあった下記の施設については、次のとおり承認します。

特定施設の場所	
特定施設の名称	
適 用 承 認 箇 所	

注 当該特定施設の場所を所管する市町村に、山梨県障害者幸住条例第 22 条第 1 項の届出をする際は、この承認書を添付すること。

様式D

特定施設建築等届出台帳

受理番号		受理年月日（変更）	年 月 日（ 年 月 日）	
特定施設の場所			特定施設の名称	
特定施設の種類		特定施設の建築等の種類		
延べ面積（特定施設の建築等の部分）		規定の整備基準レベル	レベル1・レベル2・レベル3	
m ²		指導事項		
m ²				
m ²				
工事完了届受理年月日		年 月 日	完了検査年月日	年 月 日
備考				

受理番号		受理年月日（変更）	年 月 日（ 年 月 日）	
特定施設の場所			特定施設の名称	
特定施設の種類		特定施設の建築等の種類		
延べ面積（特定施設の建築等の部分）		規定の整備基準レベル	レベル1・レベル2・レベル3	
m ²		指導事項		
m ²				
m ²				
工事完了届受理年月日		年 月 日	完了検査年月日	年 月 日
備考				

受理番号		受理年月日（変更）	年 月 日（ 年 月 日）	
特定施設の場所			特定施設の名称	
特定施設の種類		特定施設の建築等の種類		
延べ面積（特定施設の建築等の部分）		規定の整備基準レベル	レベル1・レベル2・レベル3	
m ²		指導事項		
m ²				
m ²				
工事完了届受理年月日		年 月 日	完了検査年月日	年 月 日
備考				

特定施設建築等届出状況調書

月	事前相談件数							件
	届出受理件数	条例第 22 条第 1 項によるもの(1)						件
		条例第 22 条第 2 項によるもの						件
		条例第 24 条第 1 項によるもの						件
	(1)の特定施設の種類の内訳	種 類	件数	種 類	件数	種 類	件数	
			件		件		件	
			件		件		件	
			件		件		件	
適合証交付数								
備 考								
月	事前相談件数							件
	届出受理件数	条例第 22 条第 1 項によるもの(1)						件
		条例第 22 条第 2 項によるもの						件
		条例第 24 条第 1 項によるもの						件
	(1)の特定施設の種類の内訳	種 類	件数	種 類	件数	種 類	件数	
			件		件		件	
			件		件		件	
			件		件		件	
適合証交付数								
備 考								
月	事前相談件数							件
	届出受理件数	条例第 22 条第 1 項によるもの(1)						件
		条例第 22 条第 2 項によるもの						件
		条例第 24 条第 1 項によるもの						件
	(1)の特定施設の種類の内訳	種 類	件数	種 類	件数	種 類	件数	
			件		件		件	
			件		件		件	
			件		件		件	
適合証交付数								
備 考								

年 月 日

保健福祉事務所長 殿

住所
氏名 印

法人にあつては、事務所の所在地
名称、及び代表者の氏名

特定施設建築等報告書

このことについては、つぎのとおり特定施設の建築等を行いましたので報告します。

特定施設の場所				
特定施設の種類		特定施設の名称		
特定施設の建築等の種類		新築・新設・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え		
敷地面積		m ²	建築面積	m ²
		特定施設の建築等の部分	特定施設の建築等以外の部分	合計
延べ面積		m ²	m ²	m ²
内訳	種類（ ）	m ²	m ²	m ²
	種類（ ）	m ²	m ²	m ²
	その他	m ²	m ²	m ²
1日当たりの乗降客数		人		
共同住宅の戸数		戸		
工事完了年月日		年 月 日		

- 注1 この届出書は、建築物ごとに提出すること。
- 2 特定施設の種類の、規則別表第1の(イ)欄の各項に掲げる施設の種類を記入すること。
- 3 延べ面積の内訳の「種類」欄は、1つの建築物が幾つかの特定施設に区分される場合にそれぞれの種類ごとに記入すること。
- 4 延べ面積の内訳の「その他」の欄は、1つの建築物が幾つかの特定施設に区分される場合にそれぞれの特定施設に属さない共用部分、または特定施設の種類とならない部分を記入すること。
- 5 「特定施設の建築等の部分」は、届出に係る部分のみの延べ面積を記入すること。
- 6 「特定施設の建築等以外の部分」は、増築等の場合の既存部分、特定施設の種類とならない部分を記入すること。
- 7 「1日当たりの乗降客数」は、公共交通機関の施設においてのみ記入すること。
- 8 「共同住宅の戸数」は、1つの建築物(1棟)における戸数を記入すること。
- 9 別紙「適合状況調書」を添付すること。

別紙 適合状況調書（整備がなされている箇所に○印を記入し、必要事項を記入すること。）

整 備 項 目	整備状況	適 用		
主要な敷地内の通路の有効幅員		有効幅員 cm		
主要な施設の出入口の高低差		解消の方法	傾 斜 路 の 設 置 その他（ ）	
主要な施設の出入口の有効幅員		有効幅員 cm		
主要な施設の出入口の扉の形状	自動式引き戸・開き戸・その他（ ）			
主要な廊下の高低差		解消の方法	傾 斜 路 の 設 置 その他（ ）	
主要な階段の形状	直階段・折れ階段・回り階段			
手すり		階段・廊下通路・傾斜路		
主要な居室の出入口の高低差				
主要な居室の出入口の有効幅員		有効幅員 cm		
障害者使用の便所		設置箇所数 箇所		
客用便所	整備箇所数	箇所		
	腰掛式便器	箇所	手すりの設置	有 ・ 無
	床置き式小便器	箇所		有 ・ 無
	手洗器の整備	箇所		
洗面所		整備箇所数	箇所	
障害者用駐車区画		設置箇所数	箇所	
障害者仕様エレベーター				
浴室・シャワー室				
視覚障害者誘導用ブロック		設置箇所（ ）		
その他の案内設備		（ ）		
車いす利用者用の客席（区画）		設置箇所数		
難聴者の聴力を補う装置				
備考				